

二宮町議会における情報通信機器の使用基準（案）

1 目的

この基準は、二宮町議会における情報通信機器の使用を設けることにより、会議内容の充実及び円滑な進行を図ることを目的とする。

2 定義

- (1) 「会議」とは、本会議、委員会など、二宮町議会が行う全ての会議をいう。
- (2) 「情報通信機器」とは、パーソナルコンピュータ、タブレット端末、スマートフォン及び携帯電話とする。

3 情報通信機器の使用に当たっての留意事項

- (1) 会議の運営に支障をきたさないよう、音声や操作音などを発しない設定とすること。
- (2) 当該会議の目的外の用途に使用しないこと。
- (3) SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）及び掲示板などへの投稿並びにメール送信などで審議・審査中の情報を外部に発信しないこと。

4 違反行為に対する措置

議長又は委員会の長は、前項の規定に違反する行為をし、又はしようとする者に対しては、注意をするものとする。ただし、再三の注意によっても違反の行為があらためられない場合には、情報通信機器の使用の停止を命ずる。

5 適用範囲

この基準は、会議に出席する町議会議員及び町職員について適用する。

6 その他

この基準の改正については、議会運営委員会において行うものとする。

7 施行年月日

平成 28 年 8 月 1 日